平成２２年（フ）第１３５５９号
東京都足立区南花畑４丁目21―14―106
債務者　手塚真利子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６６５号
神奈川県横浜市都筑区勝田町266―１　市営勝田住宅６号棟403、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区勝田町266―１　市営勝田住宅35―301
債務者　秋元　和子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６６７号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5123―１
債務者　岩川　博子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２６号
愛知県豊田市荒井町鍛治屋畑261番地
債務者　前田　雅子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営25―409号
債務者　月足イザベルこと　サルバドール　ツキアシ　マルガリータ　イザベル
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
愛知県豊田市明和町７丁目18番地１　市営Ａ１―304号
債務者　田中　康子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
新潟県佐渡市畑野122番地１　市営野高屋住宅団地（１）25号
債務者　丹　　正男
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第６０号
栃木県那須塩原市四区町703番地２、住民票上の住所栃木県那須塩原市洞島242番地
債務者　室井　智子（旧姓駒形）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８４７号
東京都あきる野市野辺1156番地１オリエンタルコート101号
債務者　ＲＥＨＭＡＮ　ＭＡＳＯＯＤ―ＵＲ　ＫＨＡＬＩＤ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９７６号
東京都町田市木曽東４丁目７番922号
債務者　神田　道夫
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８５号
東京都東村山市美住町２丁目３番地13ベルシオンミスミ402
債務者　松浦　武志
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０３６号
東京都武蔵野市緑町１丁目７番38号榎本第二コーポラス305
債務者　佐野　里歌
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０３８号
東京都渋谷区本町４丁目49番２号長田荘101
債務者　井手上哲也
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０３号
東京都国立市谷保4150番地の４ラーバン国立502
債務者　藤山ともこ（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７号
熊本県山鹿市鹿北町岩野2866番地１
債務者　有働　竹義
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係